



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

614号

令和8年度 税制改正早わかり パートII

～税制は私たちの生活に関わっている～

(1)物価上昇局面の基礎控除等の対応(減税)

従来、基礎控除は定額であったが、いわゆる178万円の壁への対応で、令和6年は原則48万円、令和7年は原則58万円でしたが、物価上昇に対応するため消費者物価に連動して基礎控除額が上がります。2年間の限定措置です。2,350万円の所得以下の個人が58万円から4万円のアップです。また、中・低所得者の基礎控除が最大42万円上乘せされます。

給与所得控除は令和8年、9年の2年間限定で69万円に加え、5万円のアップで74万円となります。

- ・人的控除の所得要件の見直し

配偶者控除の所得要件が58万円から62万円に引き上げです。令和8年、9年適用です。

- ・基礎控除等の引上げに2年間の特例は給与収入により決定。お問い合わせください。
- ・給与所得控除の引上げに2年間の特例は給与収入により決定。お問い合わせください。

(2)NISAの拡充(減税)

口座開設年齢の下限を廃止し、0歳～17歳に「こどもNISA」が創設されました。

令和5年改正で幅広い世代や所得階層においてNISAの利用が広がっています。

そのNISA口座への投資資金を親や祖父母等からの贈与も想定されます。110万円を超えると、贈与税の申告、納税が必要となります。

これらは令和9年1月1日からの開設口座が適用です。

(3)マイカー通勤、食事支給の非課税額見直し(減税)

物価高対応としての制度です。車通勤者は非課税限度額が令和8年4月以後、最高32,300円から最高66,400円へのアップです。

食事補助の支給は月額限度額が令和8年4月以後、3,500円から7,500円(税抜き)へのアップです。

深夜勤務の夜食は令和8年4月以後、1日当たり300円から650円（税抜き）へのアップです。

(4)防衛力強化のための財原確保措置

法人税は令和8年4月1日開始年度から始まっています。基礎控除法人税額が年500万円を超える額に4%を乗じた税額です。（防衛特別法人税）

防衛特別所得税は、復興税2.1%から1%引き下げて充当するので、納税者個人の負担は変わりません。

(5)富裕層への大增税(ミニマムタックス 200 人から 2000 人課税へ)

これまで一部の超富裕層だけでしたが、今回一気に広がります。申告分離の活用で相対的税負担率が低い超富裕層の「1億円の壁」の格差是正です。

令和7年から始まり、3億3,000万円以上、最低税率22.5%の設定です。

このため9.9億円超に限定です。しかし令和8年改正で令和9年から特別控除、3億3,000万円から1億6,500万円へと一気に半減し、最低税率も22.5%から30%へと大幅にアップされます。

ミニマムタックスの課税要件は「合計所得」での判定です。役員報酬が基準を下回っていても、臨時収入発生で30%税率が課税されます。自社の事業の売却、いわゆるM&Aや不動産売却で一律15%が30%の税率になりかねません。

現在進行形の案件があれば、のんびり交渉はハイリスクです。税制の激変という外部要因で、大きなお金が目減りするリスクがあります。

(6)「年収の壁」の見直しは令和8年から178万円へ引き上げ

基礎控除を受けられる所得層、年収200万円以下から665万円までアップされます。

「NISA」毎月定額積み立てを18歳未満に解禁、0才から資産形成が可能となりました。

暗号資産は最大55%の総合課税から一律20%の申告分離への移行が、令和10年1月1日以降見込まれています。

(7)事業承継税制における特例承継計画の期限延長

法人版「特例措置」を受けるためには、「特例計画の策定・確認申請」を県庁あてに行う必要があります。この期限が令和9年9月30日に延長されました。ただし特例措置の適用期限（実際に贈与または相続を行う期限）は令和9年12月31日と変わりません。

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が改正されます。特例承継計画の提出期限が令和8年3月31日から令和9年9月30日まで延長されます。

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度は個人事業承継計画の提出期限が、令和8年3月31日から令和9年9月30日まで延長されます。

経営者の年齢のピークは、事業承継税制創設当時（平成30年）の60歳代後半から50歳代後半になり、事業承継は一定程度進んでいるといえます。

しかし、依然として 70 歳代の経営者も多く存在する現状を踏まえ、適用期限が到来するまでの間、本制度を最大限に活用できるよう、特例承継計画の提出期限を延長することとなりました。

本制度の適用期限自体は延長されない見込みです。また、本制度の適用期限後の事業承継の在り方については、令和 9 年度税制改正において結論が示される予定です。

(8)少額減価償却資産の損金算入特例(減税継続、対象判定の変更)

青色申告の法人と個人で、期末従業員 500 人以下（特定法人 300 人以下）が対象です。令和 8 年 4 月 1 日以後の取得価額 40 万円まで、合計 300 万円までです。経産省によれば、中小企業 66 万社の利用が見込まれています。趣旨は中小企業の経営基盤強化であり、物価上昇を織り込んだものです。社員の上限見直しも必要だと思います。

(9)住宅ローン控除延長、見直し

適用期限が令和 12 年 12 月 31 日（5 年間）延長です。

省エネ基準適合住宅は、令和 9 年まで住居物件に限られ、借入限度も 2,000 万円（子育て世代の上乗せ特例は 3,000 万円）に引き下げです。

中古物件は令和 12 年まで適用です。借入限度は 2,000 万円（子育て世代は 3,000 万円）です。

中古住宅は控除期間を 13 年に延長です。「認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅」に該当すれば対象となりますが、借入限度は 3,500 万円（子育て世代は 4,500 万円）に引き上げです。

床面積は 50 ㎡以上（中古住宅 40 ㎡以上が追加）。ただし、所得 1,000 万円以下の年のみ適用で、子育て世代特例との選択特例（50 ㎡以上）となります。

災害危険区域内の新築住宅（建替え除く）について令和 10 年 1 月 1 日以降は適用外です。

(10)中小企業技術基盤強化税制(減税継続、対象の変更)

【現行】

資本金 1 億円以下→30%特別償却	機械… 1 台の取得費 160 万円以上
	工具など… 1 台 120 万円以上、1 台 30 万円以上かつ合計
	120 万円以上
	ソフトウェア…70 万円以上のもの
	普通貨物… (3.5 t 以上)

【改正後】

特定中小企業者	30%特別償却
青色申告で資本金 3,000 万円以下	または
	7%税額控除

皆様方のご意見お待ちしております。

税理士法人みらい経営 石川光男

8月の税務と労務

令和8年6月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（8月31日）
令和8年12月の決算法人の中間申告、納税	期限（8月31日）
令和8年12月の決算法人の消費税の中間申告	期限（8月31日）
令和8年7月分源泉所得税納付	期限（8月10日）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
税理士 秋江 み ほ

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL052(651)6000 FAX052(652)0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <http://www.mirai-kg.com/>

本当にわかっていますか

資金繰りとは？

Who…社長の決裁を受けて経理が

When…支払時ごとに

Where…会社で

Why…会社がつぶれないように

How…資金繰り表で

What…支払っても資金が残るよう
にすること

これが資金繰りだ！

資金繰りとは

資金繰りとは会社の資金の流れを把握し支払っても資金が残るようにしておくこと

資金繰りがうまくいかない

会社の信用を失い、銀行取引の停止＝倒産に追い込まれる

資金繰りを楽にするには

資金繰りのための唯一無二のアイテムは「資金繰り表」である

資金繰り表とは

企業の一定期間の現金と貯蓄金の収入支出を対応させ、その残高を把握するための計算表

資金繰り表をつくと

- ・支払い日前の資金繰り状況がつかめる
- ・今後の資金繰りの目安がわかる
- ・資金繰りがうまくいかない理由がわかる